

昭和二十三年総務省令第二十九号**最高裁判所裁判官国民審査法施行規則**

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。)別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第三条 法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第四条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」という。)が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十七年八月一六日総務省令第五六号) 抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年四月二二日総務省令第三〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月一一日自治省令第七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一一月二四日自治省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一一月二五日自治省令第四一號) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇日自治省令第一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日総務省令第六二号) 抄

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年一一月二六日総務省令第一〇〇号)

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月三一日総務省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日総務省令第一三三号）

- この省令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式の改正規定については、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

別記

(投票録様式)

その一
何年何月何日
何 日
最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区									
1	投票所開設場所								
2	投票所の変更								
3	投票管理者								
4	投票立会人								
5	投票所閉鎖時刻								
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人								
7	投票の状況								
8	投票所事務従事者								
1	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所) 年 月 日 場 所 事 由 告 示 年 月 日								
2	氏 名 選任年月日 職務時間 参会時刻 職務を代理等した者の氏名等								
3	氏 名 選任年月日 職務時間 参会時刻 職務代理(管掌)者氏名 午前何時～ 午後何時 午前何時～何時 事由何々								
4	党 派 氏 名 選任年月日 立会時間 参会時刻 辞職の時刻及び理由								
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となった者 午前何時～ 午後何時 午前(後)何時何分 事由何々								
(2)	投票管理者の選任した者 (参会時刻)								
5	午前何時開始 午後何時閉鎖								
6	党派 氏名								
7	選挙人名簿登録者	審査当権者	投票者	投票所における投票者 総数 仮投票による投票者	不在者投票者 総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数		
(1)	投票用紙再交付者 (再交付の事由)								
(2)	決定書又は判決書により投票をした者 (氏名)								
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票をした者 (氏名)								
(4)	点字により投票をした者 人								
(5)	代理投票 審査人(氏名) 補助者(氏名) (氏名) 人								
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票 投票総数 票内 受理と決定したもの 不受理と決定したもの 不受理の決定を受けた者(氏名) 代理投票の拒否の決定を受けた者(氏名) 不受理又は拒否の決定を受けた者								
(7)	投票拒否の決定をした者 国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否 国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否 審査人の氏名 拒否の事由 仮投票の有無								
8	投票所事務従事者 総数 何人 内 1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人								

何年何月何日調製
投票管理者(職) 氏 名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に記して記載すること。
- 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「審査当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等を行うこととなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し重要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(開票録様式)

(開票録様式)

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場) (何の場所)	
2 開票立会人	党 派 氏 名 参 会 時 刻 選 任 年 月 日 選 任 の 事 由	
衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における開票立 会人(1)で審査にお ける開票立会人 となつた者		
開票管理者の選 任した者(2)		
3 開票所開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開始	何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖
4 拒否の決定等を受 けた投票	受 理	不 受 理
5 開票の結果		
(1)投票の内訳	投票総数	有効投票
	総数	国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けたもの 国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けたもの
(2)罷免を可とする 投票の数、罷免 を可としない投 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数 罷免を可としない投票の数 記載を無効とされたものの数
	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの ×の記号以外の事項を記載したもの 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)
(3)無効投票の内訳	点字投票	所定の用紙を用いないもの 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの 審査に付される裁判官の氏名以外 の事項のみを記載したもの 審査に付される裁判官が1人の場合、その者の氏名を自書しないもの(審査に付される裁判官が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの)
	(4)点字投票	票
6 開票事務従事者	総数何人 内 1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあっては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
- 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(審査分会録様式)

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会場開設場所	都（何道府県）				庁	（何の場所）	
2	審査分会立会人	党派	氏名	選任年月日	参会時刻	選任の事由		
(1)	あらかじめ選任された者							
(2)	臨時に選任された者							
3	審査分会開閉時刻	何年何月何日 午前（後）何時何分開会		何年何月何日 午前（後）何時何分開会				
4	審査の結果							
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票			無効投票	無効投票率	
			総数	国民審査法第 22 条第 2 項又は同法施行令第 9 条第 2 項の規定の適用を受けたもの				
							%	
(2)	罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数			
5	選挙人名簿に登録されている者の総数						何人	
6	審査分会事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人		
					2 市区町村の職員	何人		
					3 その他の者	何人		

何年何月何日調製

審査分会長（職） 氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

審査分会立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(審査録様式)

何年何月何日
開 会
最高裁判所裁判官国民審査審査録

1 審査会開設場所	何 の 場 所				
2 審査立会人	党派	氏名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1) あらかじめ選任された者					/
(2) 臨時に選任された者					
3 審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分開会		
4 審査の結果					
(1) 投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率 %	
(2) 選挙人名簿に登録されている者の総数及びその百分の一の数	総 数		総数の百分の一の数		
(3) 罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数	氏名	罷免を可とする投票	票	罷免を可としない投票	票
		計		計	
(4) 罷免をされな いものと決定 した裁判官	(氏名) (氏名) (氏名) (氏名)				
(5) 罷免をされる ものと決定し た裁判官	(氏名) (氏名) (氏名)				
5 審査会事務従事者	総数 何人	内	1 総務省の職員	何人	
		2	その他の者	何人	

何年何月何日調製

審査長(職) 氏名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

審査立会人 氏名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。